

民事再生事件等手続費用一覧表

名古屋地方裁判所民事第2部破産係

事件名	符号	収入印紙	申立書	予納郵便切手	予納金基準額																																																										
個人再生の申立て	(再イ) 小規模 (再ロ) 給与等	1万円	正本 1通 (債権者一 覧表は、債 権者数分)	(代理人申立ての場合) 弁護士会ボックス使用の場合 120円×2×債権者数 住宅資金特別条項ありの場合 20円×債権者数を追加 (本人申立ての場合) 郵送希望の代理人申立を含む。 上記郵券のほかに 80円×5 120円×1	10万円 (弁護士申立ての場合 1万1928円)																																																										
通常再生の申立て	(再)	1万円	正本 1通 副本 2通	(120円, 80円, 20円, 10円) × 債 権者数 × 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">監督委員選任型 (法人等)</th> <th>予納額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">負債額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円未満</td> <td></td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>1億～10億円未満</td> <td></td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>10億～30億円未満</td> <td></td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>30億～50億円未満</td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>50億～100億円未満</td> <td></td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>100億～250億円未満</td> <td></td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>250億～500億円未満</td> <td></td> <td>1000万円</td> </tr> <tr> <td>500億～1000億円未満</td> <td></td> <td>1200万円</td> </tr> <tr> <td>1000億円以上</td> <td></td> <td>1300万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">監督委員選任型 (個人事業者)</th> </tr> <tr> <th>従業員数</th> <th>負債額</th> <th>予納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">なし又は 親族のみ</td> <td>5000万円未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>5000万円以上</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5名以下</td> <td>1億円未満</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>5名を超える</td> <td></td> <td>法人等と同様</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査委員選任型 (非事業者等)</th> <th>予納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	監督委員選任型 (法人等)		予納額	負債額			1億円未満		200万円	1億～10億円未満		250万円	10億～30億円未満		300万円	30億～50億円未満		350万円	50億～100億円未満		500万円	100億～250億円未満		900万円	250億～500億円未満		1000万円	500億～1000億円未満		1200万円	1000億円以上		1300万円以上	監督委員選任型 (個人事業者)			従業員数	負債額	予納額	なし又は 親族のみ	5000万円未満	40万円	5000万円以上	60万円	5名以下	1億円未満	80万円	1億円以上	150万円	5名を超える		法人等と同様	調査委員選任型 (非事業者等)		予納額			30万円
監督委員選任型 (法人等)		予納額																																																													
負債額																																																															
1億円未満		200万円																																																													
1億～10億円未満		250万円																																																													
10億～30億円未満		300万円																																																													
30億～50億円未満		350万円																																																													
50億～100億円未満		500万円																																																													
100億～250億円未満		900万円																																																													
250億～500億円未満		1000万円																																																													
500億～1000億円未満		1200万円																																																													
1000億円以上		1300万円以上																																																													
監督委員選任型 (個人事業者)																																																															
従業員数	負債額	予納額																																																													
なし又は 親族のみ	5000万円未満	40万円																																																													
	5000万円以上	60万円																																																													
5名以下	1億円未満	80万円																																																													
	1億円以上	150万円																																																													
5名を超える		法人等と同様																																																													
調査委員選任型 (非事業者等)		予納額																																																													
		30万円																																																													

* 予納郵便切手及び予納金額は最低基準で、事件の内容によって増額することがあります。